



富山市 農業スタートガイド

就農相談窓口

富山市農政企画課

〒930-8510
富山市新桜町7-38 (富山市役所東館4階)
TEL (076) 443-2081

富山県富山農林振興センター 担い手支援課

〒930-0088 富山市諏訪川原1-3-22
TEL (076) 444-4521
http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1631/index.html

一般社団法人 富山県農業会議 農政課

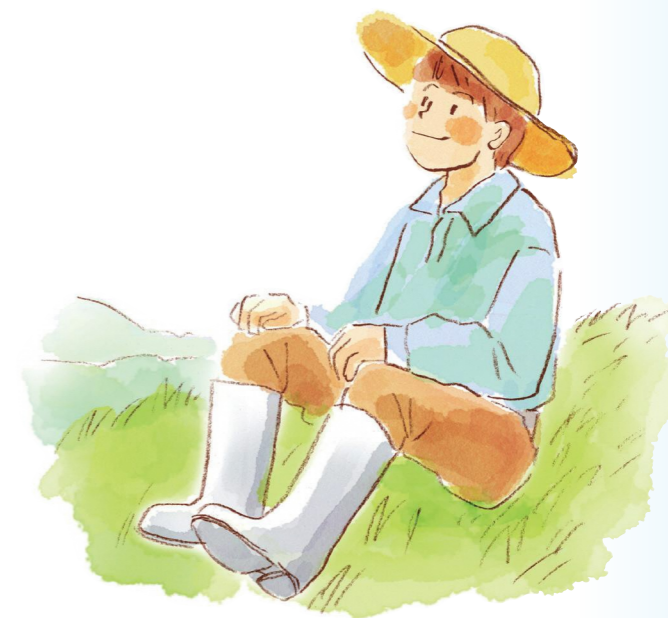
〒930-0096 富山市舟橋北町4-19 (富山県森林水産会館6階)
TEL (076) 441-8961 FAX (076) 441-8654
<http://www.tominou.com/>

公益社団法人 富山県農林水産公社 農業担い手育成課

〒930-0096 富山市舟橋北町4-19 (富山県森林水産会館6階)
TEL (076) 441-7396 FAX (076) 444-3851
<https://www.taff.or.jp/>

とやま農業未来カレッジ

〒939-8153 富山市吉岡108
TEL (076) 461-3180 FAX (076) 461-3185
<https://taff.or.jp/nou/college/>



お問い合わせ

富山市担い手育成総合支援協議会

<https://www.toyama-ninaitekyo.com/>

事務局

富山市 農林水産部 農政企画課 経営支援係

〒930-8510 富山市新桜町7番38号

TEL 076-443-2081 FAX 076-443-2185

富山市担い手育成総合支援協議会

新しく農業を始める方への支援事業

農業を始めるまでのフローチャート



とやま農業未来カレッジとは

富山県農業の担い手を育成するため、平成27年1月に富山県が開校した研修機関です。富山県内の主な農作物の栽培等の基本を学ぶ座学や、ほ場等で実践力を高める実習、資格取得が可能な機械演習を組み合わせた体系的なカリキュラムを受講することができます。

	研修期間	募集期間	対象者	研修内容
通年研修	1年間 (4～3月)	7月上旬 ～ 11月上旬	富山県内での就農を希望し、1年間通学が可能で、卒業時点で原則50歳未満の者	年間1,200時間以上（1日4時限×90分） ①座学講義 ②作物実習 ③機械操作実習 ④校外カリキュラム

青年等就農ビジョン、青年等就農計画とは

自分の農業経営をどのようなものにしたいかを具体的に示す計画書です。主に以下の点を踏まえて、研修期間中に担当機関と協議、検討をしながら作成していきます。
※青年等就農ビジョンでは研修計画についても必要となります。

計画項目	計画内容
経営開始時の目標 5年目の目標	・いつ、どこで始めるのか ・農地の取得はどうするのか（購入するのか、借りるのか） ・何を作るのか（水稲、麦、大豆、野菜、果樹、花き、畜産等） ・どのくらいの経営規模にするのか ・年間所得及び年間労働時間 等
労働力の確保計画	・家族に手伝ってもらうのか ・アルバイト、パートを雇うのか ・雇う場合はどこで雇うのか（どこで紹介してもらうのか） ・繁忙期のみ雇うのか 等
機械の購入計画 施設の導入計画	・いつ購入するのか ・どの程度の機械、施設が必要なのか 等
資金の調達計画	・農業経営開始後の運転資金はどうするのか ・機械、施設の購入費はどうするのか ・借入資金等の返済計画 等
研修計画	・いつ、どこで研修を開始するのか ・年間研修計画及び年間研修時間 等

青年等就農ビジョン認定者とは

富山市内で農業を始める前に、研修により農業技術等の習得を希望する方については、「青年等就農ビジョン」を富山市へ提出し、富山市から認定を受ければ、「青年等就農ビジョン認定者」となり、研修期間に次の支援措置を受けることができます。※就農予定時の年齢が原則50歳未満であること。但し、45歳以上の場合は一定の条件を満たす必要があります。

支援項目	制度	支援内容
資金	就農準備資金	交付金額：年間150万円（最長2年間）
研修費用	就農準備研修事業	受入先進農家等への研修謝金：月額30,000円（上限） 研修者の傷害保険費：年額18,000円（上限）

認定新規就農者とは

富山市内で農業を始める方が「青年等就農計画」を富山市へ提出し、富山市から認定を受ければ、「認定新規就農者」となり、計画達成に向けてさまざまな支援措置を受けることができます。※就農時の年齢が原則50歳未満であること。但し、45歳以上の場合は一定の条件を満たす必要があります。

支援項目	制度	対象事業	支援内容
資金	経営開始資金	—	交付金額：経営開始1～3年目まで年間150万円
補助	農地利用効率化等支援交付金	農業用機械・施設の導入	補助率：3/10以内 ※標準事業費についてはお問い合わせください。
補助	経営発展支援事業	就農後の経営発展のために必要な農業用機械・施設の導入	標準事業費：1,000万円 ※経営開始資金の交付対象者は標準事業費が500万円となります。 ※補助率についてはお問い合わせください。
融資	青年等就農資金 (日本政策金融公庫)	農地等の改良 農業用機械・施設の改良、導入 長期運転資金 等	貸付利率：無利子 償還期限：17年（以内） 措置期間：5年（以内） 限度額：3,700万円

※支援内容については令和4年4月現在のものになります。